

福岡地方最低賃金審議会
第4回 福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会

- 1 開催日時：令和3年10月6日
15:00～18:15
- 2 開催場所：福岡合同庁舎 本館5階 共用第4会議室
福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号
- 3 出席者：公益代表委員 3名
労働者代表委員 3名
使用者代表委員 3名
- 4 議題：福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金の改定について
- 5 議事要旨：（議題について）

審議冒頭、労働者側代表委員から、以下の主張等がなされた。

コロナ禍によるダメージの認識は共有するも、収益実績が過去2番目に高いなど他産業と比し回復が早いうえ、今期バックオーダーから今後、高生産見込みはある使用者側の述べる先行き不透明の見通しは異なっており、情勢に見合った最賃額改定がなされるべきであるから、申出労働協約の最下限との差額22円を求める審議冒頭、使用者側代表委員から、以下の主張等がなされた。

昨年度以降厳しい状況が続いているうえ、部品不足、原材料の高騰も続いており、生産台数がコロナ禍前の状況に戻ってくるとは考えにくく、依然として不透明現行最賃額944円は他県と比べて決して低くはなく、セーフティネットとして十分に機能しており、またコロナ禍による県外移動自粛から人流が抑制されていて、賃金上昇が人手不足を解消させる手段になるとも言えない

ただし、最賃額改定の必要性は使用者側も認識しており、最賃額改定の流れを止めない観点から、現状の景況より総合的に勘案し、1円での引上げを主張する公益委員が労使双方の委員との協議を交互に協議を重ね続けたが、労使双方の歩み寄りには最後まで見られず、審議は打ち切れ、時間額957円（引上げ額13円、引上げ率1.38%）での公益代表案が提示された。

専門部会委員8名（部会長を除く）による採決の結果、賛成が過半数を占め、公益代表委員案は決議された。

よって、専門部会で全会一致に至らなかったことから、この間の審議経過および採決の結果が本審に報告されるとともに、当該本審（本審の日程未定）にて改めて審議が行われることとなった。

○公益代表委員の見解等

輸送用機械器具製造業最低賃金が昨年度に据え置かれていることをもってすれば、労働者代表委員の「引上げるべき」との主張には、十分な理由があると思料する。

他方、2018年に端を発した米中貿易摩擦の影響、あるいは、自動車産業界において「百年に一度の大変革」が到来し、「脱炭素化」が進んでいる事象等ほか、同産業内の多くの企業で輸入半導体などの部品不足とともに、とりわけ東南アジアのロックダウンによる部品不足等によって大幅な減産体制の影響を受け、平時の経営環境と大きくかけ離れた状況が未だ続いているとの使用者代表委員主張も理解されるべきである。

しかし、主張の対立の解消に至らなかったため、労使双方の歩み寄りが期待できる最低限度の金額を提示することを、やむなく選択せざるを得ない。

今年度の「賃金改定状況調査」結果に基づく製造業にかかる「Cランク」の改定上昇率1.4パーセントを踏まえ、現行の最低賃金額944円に1.4パーセントを乗じた額として算出した「13円」を今年度の最低賃金の引上げ額とすることが適当と思料する。